

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

6月号 Vol. 76

## 今月の SMILE

### ニューヨーク大学上海校の卒業式典の祝辞から

まいど おおきに！

去る5月25日に、ニューヨーク大学の上海校で開催された卒業式典は、新型コロナウイルスの発生以来大学での最初の対面式によるものでした。35カ国から集まった約300人の卒業生が、この4年間の学業の達成を祝いました。その卒業式典における学長と副学長のスピーチは、このコロナ禍にあって、私たちにも何らかの参考になるとと思いますので、ここで紹介させていただきます。

最初に同校の童学長は卒業生たちに、アメリカの哲学者ジョン・デューイの言葉を引用して、「このパンデミックの間、否応なしに忍耐しなければならないという経験により、あなたたちは、その瞬間瞬間の苦難に目を向けるのではなく、絶え間なく変化するときにあっても、何が可能なのかに焦点を当てることを学ぶことができたのではないのでしょうか？そして不確実性に満ちたこの世界で、メンタリティを保つために最善なことは、不確実性は起こり得るものとして捉え、それでもその中であって、理想を探し、創造力と忍耐力をもって、個人の成長と共同体の幸福を共に実現するために働くことにあるといえるでしょう。」というスピーチを贈りました。

次に登壇に立ったジェフリー・リーマン副学長は、新型コロナウイルスの流行が、私たち一人一人の限られた貴重な人生観に変化をもたらしたので、これから“成功”をどのように定義するかについて熟考することを卒業生に求めました。リーマン副学長は、「私たちすべてが、これからの人生の意義を、他人が定義する“成功”を求めるのではなく、あなたが真に献身的に捧げたいと思っていることを、次から次へと積み上げていくことにあると考えます。そして一方、人生の意義を追求するには、失敗に立ち向かう勇気も必要なのです。パンデミックが蔓延している間、私たちは皆、多かれ少なかれ多くの失敗に遭いました。しかし意義ある人生とは、失敗に対処する方法を知ることです。失敗に直面しても、落胆しないで、元気を出して、自分が負った傷を忘れ、もし自分が他人を傷つけた場合にはその人に許しを請い、そしてその後、新しく再スタートすればいいのです。失敗のないまっすぐな道は、失敗した曲がりくねった道よりも効率的かもしれません。しかし、これらのねじれや曲がり角には、今まで隠されていたものを明らかにし、新しい予期しない方向にあなたを導いてくれるかもしれません。」というスピーチを贈りました。

いかがでしたでしょうか？ 私は大いに励まされました。

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



## 中国経済情報

### マクロ経済情報

#### 4月の輸出額 去年同月比で30%余の大幅増加

中国の4月の輸出額は、去年の同じ月と比べて30%余りと大幅に増加しました。いわゆる巣ごもり需要の世界的な高まりで電子機器の輸出の増加が続いていることや、アメリカなどで景気回復が進んでいることが要因とみられます。

中国の税関当局が7日に発表した4月の貿易統計によりますと、輸出と輸入を合わせた貿易総額は4,849億9千万ドルと、去年の同じ月と比べて37%増加しました。

このうち輸出額は、2,639億2千万ドルと32.3%の大幅な増加となりました。

これは、パソコンやスマートフォンなどの輸出が増加したためで、いわゆる巣ごもり需要の世界的な高まりが、引き続き中国の輸出の増加につながっています。

また、国別の輸出額では1月から4月までの合計額で、アメリカが去年の同じ時期と比べて60.8%、イギリスが74.3%それぞれ増加していて、新型コロナウイルスのワクチンの接種などで景気回復が進む国からの需要が増加し、中国の輸出の伸びにつながっているとみられます。

一方、4月の輸入額は、2,210億6千万ドルと43.1%増加していて、鉄鉱石などの資源価格が上昇した影響のほか、内需の回復が続いていることも示しています。

#### 中国PPI、4月は3年半ぶりの高い伸び CPIは予想やや下回る

国家統計局が11日発表した4月の生産者物価指数(PPI)は、前年比6.8%上昇した。伸び率はアナリスト予想の6.5%を上回り、2017年10月以来3年半ぶりの高水準となった。景気回復の勢いが強まっている。3月は同4.4%上昇だった。5月7日発表された中国の4月の輸出は予想に反して伸びが加速した。

4月の消費者物価指数(CPI)は前年比0.9%上昇。ロイターがまとめた市場予想は1.0%上昇、3月は0.4%上昇だった。国家統計局の盛来運副局長は7日の新聞インタビューで、世界的な輸入インフレからの圧力が高まっているにもかかわらず、中国のCPI伸び率は通年で目標の約3%を大幅に下回る見通しだと述べた。

## 会計・税務情報

### 税務行政処罰の「首違不罰」事項リストについて



国家税務総局は、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国税収徴収管理法」及びその実施細則等の規定に基づき、「税務行政処罰の「首違不罰」(初回の違反に対して罰則をしない)事項リスト」(国家税務総局公告 2021年 第6号)を公布しました。本公告は2021年4月1日より実施されます。

本公告によると、適用対象者が次の3つの条件を同時に満たす必要があります。

- 1、リストに記載された事項が初回で発生した
  - 2、危害の結果が軽微である
  - 3、税務機関より発見される前に自ら是正し、または税務機関が是正の期限を命じる期限内に是正した
- 「首違不罰」事項リストに記載された事項は以下の通りです。

番号	事項
1	納税者が規定通りに税務機関に対し全ての銀行口座番号を提出していない
2	納税者が会計帳簿の設置・保管、または記帳証憑と関連資料の保管を規定通りに行っていない
3	納税者が所定の期限内に納税申告や納税資料の提出を行っていない
4	納税者が増値税専用装置を使用して発票を発行し、所定の期限内に発票発行データを主管税務機関に提出していない、かつ、違法な所得はない
5	納税者が関連規定に従い発票を取得せず、発票の代わりに他の証憑を使用している、かつ、違法な所得はない
6	納税者が関連規定に従い発票を返納していない、かつ、違法所得はない
7	源泉徴収義務者が源泉徴収に関する会計帳簿の設置・保管、または源泉徴収に関する記帳証憑と関連資料の保管を規定通りに行っていない
8	源泉徴収義務者が所定の期限内に源泉徴収に関する資料の提出を行っていない
9	源泉徴収義務者が規定通りに税込証票を発行していない
10	非居住者に対し工事作業又は役務プロジェクトを発注する国内機構及び個人が、主管税務機関に対し規定通りに関連事項を報告していない

なお、税務機関の是正命令の期限内にきちんと対応しないと、罰則の対象となりますので、注意が必要です。

## 企業会計準則第 14 号-収益(改訂)について 第 8 回 特定取引の会計処理 その 2

前月号では、新収益基準の第 5 章の「特定取引の会計処理－返品権付きの販売」を取り上げました。今月号は、第 5 章の「特定取引の会計処理－財又はサービスに対する保証」を取り上げます。

第 5 章の特定取引の会計処理は、以下のような構成になっています。

- ① 返品権付きの販売 (第 32 条)
- ② 財又はサービスに対する保証 (第 33 条)
- ③ 本人と代理人の区分 (第 34 条)
- ④ 追加の財又はサービスを取得するオプションの付与 (第 35 条)
- ⑤ ライセンスの供与 (第 36～37 条)
- ⑥ 買戻し契約 (第 38 条)
- ⑦ 顧客により行使されない権利 (第 39 条)
- ⑧ 返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払 (第 40 条)

そこで今月号では、上記②を解説します。

### 1. 財又はサービスに対する保証に関する条文内容(新収益基準第 33 条)

第 33 条では、「品質保証条項のある販売の場合、企業は、当該品質保証が、顧客への販売商品が既定の基準を満たしていることに加えて、別個のサービスを提供するかどうかを評価しなければならない。企業が追加のサービスを提供する場合、単一の履行義務として、本準則の規定に従い会計処理を行うものとする。そうでない場合、品質保証責任は、「企業会計準則第 13 号-偶発事象」に従って、会計処理するものとする。販売された商品が既定の基準を満たしていることを確認することに加えて、品質保証が別個のサービスを提供するかどうかを評価する際に、会社は当該品質保証が法的要件であるかどうか、品質保証期間、及び企業が約定した履行義務の性質等の要素を考慮しなければならない。顧客が品質保証を個別に購入することを選択できる場合、当該品質保証は単一の履行義務を構成する。」となっています。

## 2. 解説

品質保証条項のある顧客に製品を販売する場合、販売会社は、契約上の合意、法的規定、または会社の過去の慣習に従って、販売する製品の品質保証を提供する場合があります。これらの品質保証の性質は、業界或いは顧客によって異なります。その中には、販売された商品が既定の基準を満たしていることを顧客に保証する、すなわち品質保証がありますが、他にも、販売された商品が既定の基準を満たしていることを保証することに加えて、別個の保証を提供することもあります。すなわち品質保証サービスなどです。

企業は提供する品質保証の性質を分析する必要があり、顧客が品質保証を個別に購入することを選択できる場合、当該品質保証は単一の履行義務を構成することになります。また顧客が品質保証を個別に購入することはできないが、当該品質保証が、販売された商品が既定の基準を満たし、かつ別個のサービスを提供するという顧客への保証である場合においても、それは単一の履行義務として見なされます。

単一の履行義務としての品質保証は、本基準の規定に従って会計処理され、取引価格の一部が履行義務に割り当てられることとなります。単一の履行義務として扱われない品質保証については、企業は「企業会計基準 第 13 号-偶発事象」に従って、会計処理を行わなければなりません。

企業が、販売された製品が既定の基準を満たしていることを保証することに加えて、別個のサービスを提供するかどうかを評価する場合、考慮すべき要素には次のものがあります。

- ① 品質保証の法的要求: 法律が企業に品質保証の提供を義務付けている場合、通常、企業が提供することを承諾する品質保証は、単一の履行義務ではないことを示しています。このことは、これらの法的規定が、通常、顧客を瑕疵或いは欠陥品の購入から保護するためのものであるからです。従って、顧客への別個の単独サービスとはいえません。
- ② 品質保証期間: 品質保証を提供する期間が長いほど、製品が既定の基準を満たしていることを保証する以外のサービスを顧客に提供している可能性が高くなります。このような場合、企業が提供することを承諾する品質保証が、単一の履行義務を構成している可能性が高くなります。
- ③ 企業がコミットメントした任務の性質: 販売された製品が既定の基準を満たしていることを確認するために、企業が特定の任務を実行する必要がある場合(たとえば、企業が顧客に返品された不良品の輸送に責任を負うなど)、これらの特定の任務は単一の履行義務を構成しない場合があります。

## 3. 例による解説

**【例】** A 社は顧客と携帯電話の販売契約を結びました。契約条件には、携帯電話の販売日から1年以内に品質問題が発生した場合には、A 社は品質保証サービスを提供する責任を負います。また同期間中、A 社は、顧客の不適切な使用(携帯電話の水の中に入れるなど)による故障に対する無料のメンテナンスサービスも提供することになっています。尚、当該保守サービスは個別に購入することはできないことになっています。

この例では、A 社の承諾には、携帯電話の販売、品質保証サービスの提供、および保守サービスを含んでいます。製品の品質問題に対応するために A 社が提供する品質保証サービスは、販売された商品が既定の基準を満たしていることを顧客に保証することであり、したがって単一の履行義務を構成するものではありません。顧客による不適切な使用による(販売された商品が既定の基準を満たしていることへの保証以外に提供される)サービスは、別個のサービスに属します。当該サービスは単独で販売されていませんが、サービスは携帯電話とは明確に区別でき、単一の履行義務として扱われる必要があります。

したがって、当該契約に基づき、A 社には携帯電話の販売と保守サービスの提供という 2 つの履行義務があります。A 社は、それぞれの独立販売価格に比例して、これら 2 つの履行義務に取引価格を割り当て、それぞれの義務履行時に収入を認識します。A 社が提供する品質保証サービスは、「企業会計基準第 13 号-偶発事象」に従って会計処理されるものとします。

来月号も、第 5 章の「特定取引の会計処理」の続きを取り上げます。



### 在中国外資系企業の移転をめぐる法実務 —労働契約履行上の労使問題を中心に

#### 1. はじめに

2020年初頭に始まった新型コロナウイルス流行の影響などを受けて、日本政府は、2020年3月～4月にサプライチェーンの再構築を打ち出し、特定の製品については日本への生産回帰の費用を補助する政策も明らかにした。これは中国撤退支援策ではないかと中国でも大きく議論されているが、巨大な市場規模、比較的整備された産業チェーン、労働者の熟練度等に鑑みると、日系企業の中国撤退が一気に進むとは考えにくい。しかし、今回のウイルス流行は、それにより中国の一部の地域のメーカーが一時生産停止に追い込まれるなど、生産拠点の合理的な配置・分散化の重要性を強く意識する契機となり、今後、外資系企業の中国国内での移転も増えていくと予想される。

これに加え、近年、中国においては、都市化の進展、産業構造の調整、環境保護規制の強化などの客観的要因のほか、サプライチェーンの再編、経営資源の効率化、人件費の削減などの主観的要因のため、その経営場所を移転する外資系企業(特に製造業)が多く見受けられるようになった。

外資系企業が移転を決定すると、労使関係・雇用管理、既存の取引契約の変更・解除又は新規締結、環境規制への対応のほか、政府の立退要請に起因する権利義務関係の調整など、種々の法的問題と直面することになる。これらが外資系企業に及ぼす影響は大きく、慎重な対応が望まれる。そこで、本稿では、外資系企業の移転にあたり大きな関心が寄せられる労使関係・雇用管理問題をめぐり、外資系企業移転の背景・要因を論じたうえで、この問題の解決につき考察することとしたい。

#### 2. 企業移転による労働契約履行への影響

企業が移転すると、従業員の勤務地も変わるようになる。そこで、この勤務地変更について従業員の同意を得なければならないのか、また、従業員は企業に対し労働契約の解除及び経済補償金の支払を要求する権利を有するのか、といった問題が生じる。

中国労働契約法 17 条、35 条は、労働契約においては、使用者の住所、従業員の勤務場所に関する条項を設けなければならないと定め、労働契約の変更は従業員との合意に基づき書面をもって行うと定めている。よって、この規定の文言からすれば、労働契約に定めるこれらの事項を変更するためには、従業員の書面による同意が必要になるものと解される。例えば、労働契約で勤務場所を北京市 A 区と定めており、これを北京市 B 区に改めるには、労働契約の変更をしなければならないと解される。

一方、実務においては、次のとおり、企業の移転が同一市内か否かによって、その解釈が異なる。

##### (1) 同一市内の企業移転

次のような各地の労働人事関連法令のほか、司法実務を通じた検討からすると、同一市内の企業移転であって、従業員の労働契約履行に著しい影響がなく、かつ、企業が合理的な措置を講ずるのであれば、労働契約は継続し、この場合、勤務地の変更について従業員の同意を得る必要はなく、従業員も労働契約の解除とそれに伴う経済補償金の支払を要求することはできないものと解される。すなわち、従業員が勤務地の変更を拒否して労働契約の解除を求めた場合、企業に経済補償金の支払義務は生じない。これに関し、北京市高級人民法院、北京市労働人事紛争仲裁委員会が共同で発した「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する回答」(以下、「北京市回答」という)6 条は、使用者が労働者の勤務地を一方的に変更しうることを労働契約に定めたとしても、勤務地変更の合理性に関する審査をしなければならないと、この審査にあたっては、労働者の生活への影響のほか、使用者が合理的な補填措置(例えば、交通費の支給、通勤バスの手配等)を講じたか否かも考慮すべきとしている。

また、広東省人力資源社会保障庁の「企業構造転換過程における労働紛争予防業務に関する意見」2 条には、「企業の移転が市行政区内で行われ、従業員が通勤に公共交通機関を使用することができ、又は企業が交通費補助の支給、無料送迎車の手配等の便宜を図り、労働者の生活に著しい影響を及ぼさない場合には、労働契約は継続する。原労働契約の履行が継続するとき、企業は経済補償金を支払うことを要しない」との定めがある。広東省高級人民法院の「労働争議事件における難題の審理に関する回答」(以下、「広東省回答」という)9 条後段においても、「企業の移転が労働者に明白な影響を与えない場合であって、使用者が合理的な補填措置(例えば、通勤バスの手配、交通費の支給等)を講じたとき、労働者に労働契約解除の十分な理由はなく、企業は労働契約解除時の経済補償金を支払うことを要しない」とされている。

## (2) 市外への企業移転

企業が市外に移転する場合、基本的に、企業は労働契約法 40 条 3 号 9 に基づき、従業員に対する経済補償金などの支払を条件として労働契約を解除することができる。一方、移転先での勤務を望まない従業員側も、企業との労働契約変更に合意できないとして、同号に基づき企業に対し労働契約の解除を申し入れることができ、この場合、従業員は、企業に対し経済補償金の支払を要求すると解される。ただし、その法定要件たる「客観的状況の重大な変化」については、後述のとおり、地方(例えば、北京市)によって異なる規定が設けられていることから、ケースバイケースで検討しなければならない。まず、この「客観的状況の重大な変化」に関し、国レベルの規定としては、『労働法』の若干の条項に関する説明]26 条が「不可抗力の発生又は会社の移転、合併、企業資産の移管等により、労働契約の全部又は一部の条項を履行しえない状況となった場合」をいう、と定めている。

また、地方レベルの規定として、例えば「広東省回答」9 条前段 11 によれば、労働契約の変更に際し従業員と合意に達しない場合、労働契約法 40 条 3 号に基づき、企業は経済補償金を支払って、労働契約を一方的に解除することができるほか、企業の移転は、それが計画的、主体的に行われたか、何らかの事情ゆえに余儀なくされたかを問わず、「客観的状況の重大な変化」に該当するものと解される。しかし、その一方で、「北京市回答」12 条は、法令・政策の変更を受けて行われる企業移転は「客観的状況の重大な変化」に該当するが、企業において計画的、主体的に行う移転は必ずしも該当するとは限らないとしている。したがって、企業所在地の地方の規定等を確認のうえ、それに基づきこの要件が充足されるか否か検討する必要がある。もちろん、「客観的状況の重大な変化」の要件が充足されない場合でも、企業は従業員との合意に基づき、労働契約を解除することができる。

## 3. 企業の対応方法

以上のとおり、企業の移転時における労働面の対応方法については、まず、移転前に従業員との協議をなるべく早期に開始することが望まれる。市外移転の場合、勤務地の変更に関する労働契約変更合意書を従業員と取り交わすことが必要となるが、同一市内での移転に伴い労働契約の変更(例えば、労働契約に定める勤務地の変更)が必要となる場合も、慎重を期するため、市外移転と同様に、労働契約の変更につき従業員と書面により合意することが望まれる。

企業移転は従業員の切実な利益に直接関わる重要事項に該当するものと解されることから、労働契約法 4 条に基づき、従業員代表大会又は従業員全員による討論のうえ、方案や意見を提出させ、これに基づき労働組合又は従業員代表と平等な立場で話し合うことが必要だと考えられる。

また、同一市内で移転する企業が通勤バスの手配や、交通手当の支給、通勤時間の調整等の措置により、従業員の権利・利益に配慮したにもかかわらず労働紛争が生じた場合には、上記のとおり、使用者としての義務を果たしたと主張することができる。

さらに、企業の移転により労働契約の履行を継続しなくなった場合、従業員との合意による労働契約解除が望ましいが、この合意が困難なときには、地方の関連規定に応じて、労働契約法 40 条 3 号に基づく労働契約の一方的解除を視野に入れて対応することが考えられる。

なお、実務上、企業移転にあたって労働問題の処理を容易にするため、旧工場を閉鎖のうえ企業を解散清算し、従業員全員との労働契約を解除又は終了した後に、移転先に設立した新会社において改めて従業員との労働契約を締結するケースも見受けられる。多数の労働者の利益に関わる企業の移転は、集団的事件の発生を招来しやすい。そのような事態を避けるためには、法定手続に則り、証拠を確保しつつ、着実にそれを進めることが重要となる。また、経済補償金の金額にある程度上乘せすれば、労働契約の解除・終了をめぐる労働者との合意形成が促進されやすくなるものと思われる。

## 4. おわりに

以上のように、各種の企業にとってサプライチェーンの再編が課題となる中、企業移転のケースも今後増加していくものと思われるが、冒頭でも述べたとおり、その実行にあたっては、労使関係・雇用管理に起因する権利義務関係の調整など、幾多の法的問題と直面する。それゆえ、移転を行う企業においては、これに関連する法的問題と関連法令を正確に把握する必要がある。いずれにせよ、必要に応じ弁護士等の専門家に相談しつつ、具体的な事情に応じて各種の事項を遂行していくことが望まれる。

情報提供: 金杜律师事务所

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 2415 室  
(お問い合わせ先) 上海滿意多企業管理諮詢有限公司 TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185  
E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>